

# 公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

## 記

### 1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「放射線管理用モニタ等定期点検」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2023年 2月28日
- (5) 納 入 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53  
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

### 2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等  
郵便番号：110-0015  
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階  
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター  
担 当 部 署：総務部 契約課  
フリガナ：ヨシダ フミオ  
担 当 者 名：吉田 文雄  
電 話 番 号：03-5816-7765  
F A X：03-3834-5265  
M a i l：fyoshida@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意思確認書の提出期限  
2022年10月11日（火） 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）  
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類（電子メール可）  
・ 資格要件確認書に記載する資料 1部

### 3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
  - ①成年被後見人
  - ②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
  - ③破産者で復権を得ない者
  - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）
  - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2022年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

### 4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。  
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。  
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2022年 9月28日

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長事務取扱  
理事 小林 功

提出方法 (いずれか) ⇒ 電子メール、郵送、持参

押印の省略 ⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長事務取扱

理事 小林 功 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

### 参加意思確認書

2022年9月28日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 業務等の名称 「放射線管理用モニタ等定期点検」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

### 資格要件確認書

契約番号		212-467		請求元課室				
契約件名		放射線管理用モニタ等定期点検		購買区分		A (B)・C・D・E		
参加者名				評価の有無		無・有(下記のとおり)		
センター記入欄								
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	判定	判定理由	判定者	
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1	業務の実施体制	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長	
			② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元課室長	
	1.2		① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書			請求元課室長	
			② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				請求元課室長	
	1.3		コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
				②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
2 技術確認事項	2.1	P2 6.	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長	
	2.2 技術設備の 確認	P5 別添 P6 別添 P7 別添 P9 別添	指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元課室長	
		P5 別添 P6 別添 P8 別添	検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等 標準線源一覧等				
		P9 別添	線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等				

資格要件確認書						
契約番号	212-467		請求元課室			
契約件名	放射線管理用モニタ等定期点検		購買区分	A・ <b>B</b> ・C・D・E		
参加者名			評価の有無	無・ <b>有</b> (下記のとおり)		
評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
2.3 物品性能の 確認	/	/	/	/	/	請求元 課室長
2.4 物品の実績 の確認	/	/	/	/	/	請求元 課室長
2.5	/	/	/	/	/	請求元 課室長

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

### 資格要件確認書

※提出する資料名を記入してください。

契約番号: XXX-XXX  
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX設備の更新  
 参加者名: ●●●●株式会社

請求元  
 購買区分  
 評価の有無  
 A  
 有(下記のとおり)

確認項目	証明資料	センター記入欄		
		判定	判定理由	判定者
<p>社名を手書き又はゴム印で記入してください。                      ※社印は不要です。</p>	<p>業務の実施に十分な人員及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。</p> <p>●●資格証(写)</p>			
<p>本書は、案件ごとに添付された書式を印刷して手書きで記入してください。                      記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までに郵送してください。</p>				
<p>品質保証計画書                      JIS Q 9001認証証明書                      QMS体制図</p>	<p>品質保証計画書                      JIS Q 9001認証証明書                      QMS体制図</p>			
<p>情報セキュリティ体制</p>	<p>情報セキュリティ体制</p>			
<p>1.3 入札資格</p>	<p>① 国等の入札参加資格を有すること。</p> <p>国等の入札参加資格を証する書類</p>			
<p>2 技術確認事項</p>	<p>2.1 技術能力の確認</p> <p>●●資格証(写)                      □□証明書</p>			
<p>2.2 技術設備の確認</p>	<p>対象設備一覧</p>			
<p>2.3 物品性能の確認</p>	<p>P.3 4(1)                      ① 納品される製品は、○○の性能要件を満たしていること。</p> <p>製品のスペックがわかる資料(カタログ等)</p>			
<p>2.4 物品の実績の確認</p>	<p>P.4 5(1)                      ① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラス)で納入実績を示すこと。</p> <p>納品実績表</p>			
<p>複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を手書きで囲んでください。</p> <p>例示された資料と提出資料が異なる場合は手書きで実際の資料名に訂正してください。                      ※訂正印は不要</p>				
<p>センター記入欄は何も記入しないでください。</p>				

注) 参加者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。

放射線管理用モニタ等定期点検  
仕様書

2022 年度

公益財団法人 核物質管理センター

## 目 次

1. 件名 .....	1
2. 目的及び概要 .....	1
3. 作業実施場所 .....	1
4. 納期 .....	1
5. 作業内容 .....	1
5.1 対象機器 .....	1
5.2 点検項目及び点検要領 .....	1
5.3 作業時間及び作業開始日 .....	1
5.4 点検作業 .....	2
5.5 自主検査の助勢作業 .....	2
5.6 契約外修理等の取扱い .....	2
6. 作業に必要な資格等 .....	2
7. 支給品及び貸与品 .....	2
7.1 支給品 .....	2
7.2 貸与品 .....	3
8. 提出書類 .....	3
9. 検収条件 .....	3
10. 契約不適合責任 .....	3
11. 適用法規・規程等 .....	4
12. 特記事項 .....	4
別 添 点検項目及び点検要領 .....	5

## 1. 件名

放射線管理用モニタ等定期点検

## 2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「センター」という。）の新分析棟等で使用している放射線管理用モニタ等の機能維持を目的とした定期点検を受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

## 3. 作業実施場所

(1) 茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53

センター内指定場所

(2) 受注者の任意の場所

「5.1 対象機器」のうちの  $\gamma$  線エリアモニタ 5 台の線源校正検査を行う。

## 4. 納期

2023 年 2 月 28 日

## 5. 作業内容

### 5.1 対象機器

対象機器	設置場所	台数	メーカー
(1)放射線監視盤 1)スタックダストモニタ (2 台) 2)室内ダストモニタ (3 台) 3)放射線監視盤 (1 式)	新分析棟	1 式	日立製作所製
(2)移動型ダストモニタ ( $\alpha$ 線用)	保障措置分析棟	1 台	
(3)移動型ダストモニタ ( $\beta$ 線用)	保障措置分析棟	1 台	
(4) $\gamma$ 線エリアモニタ	新分析棟	5 台	

### 5.2 点検項目及び点検要領

別添の点検項目及び点検要領を参照のこと。

### 5.3 作業時間及び作業開始日

作業時間はセンターの就業時間 (9:00~17:30) 内とする。作業開始日についてはセンター安全管理課と調整を行うものとする。



#### 5.4 点検作業

- (1) 「5.1 対象機器」のうち、 $\gamma$ 線エリアモニタの線源校正検査は受注者の作業実施場で実施するものとし、作業開始日についてはセンター安全管理課と調整を行うものとする。
- (2) 受注者への $\gamma$ 線エリアモニタの引き渡しは複数回に分けて行う。1回の引き渡し数についてはセンター内に必要数を確保する必要があることから作業開始前にセンター安全管理課と調整を行うものとする。
- (3)  $\gamma$ 線エリアモニタの引き渡し、輸送、受注者の作業実施場所における管理及び $\gamma$ 線エリアモニタの返却は受注者の責任において行うこと。作業中の $\gamma$ 線エリアモニタの紛失や損傷には十分注意すること。万一、紛失や損傷が生じた場合の責任は受注者が負うものとし、センター安全管理課に遅滞なく報告を行い、その指示に従うこと。
- (4)  $\gamma$ 線エリアモニタの引き渡し及び返却はセンターの就業時間（9：00～17：30）内に実施すること。

#### 5.5 自主検査の助勢作業

点検作業終了後に実施するセンター安全管理課の自主検査に対する助勢作業を行うこと。

#### 5.6 契約外修理等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の修理等が必要であると判断した場合は、センター安全管理課と協議しその決定に従うこと。

### 6. 作業に必要な資格等

放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。

### 7. 支給品及び貸与品

#### 7.1 支給品

- (1) 品 名：電気
- (2) 数 量：作業に必要な量
- (3) 支給場所：各室コンセント  
(新分析棟、保障措置分析棟)
- (4) 支給時期：本作業実施時間内
- (5) 支給方法：センター安全管理課立会いのもと、無償にて支給する。ただし、支給場所から使用場所までの電源ケーブル等の敷設は、受注者負担とする。

## 7.2 貸与品

- (1) 品 名：ガラスバッジ、綿帽子、カバーオール、綿手袋、靴下、安全靴、半面マスク
- (2) 数 量：必要数
- (3) 引渡場所：センター安全管理課居室又は新分析棟管理区域更衣室、保障措置分析棟管理区域更衣室
- (4) 引渡時期：本作業実施前
- (5) 引渡方法：センター安全管理課立会いのもと、無償で貸与する。なお、受注者は貸与期間中は適切な管理を行い、受注者の責任による損傷等が生じた場合は、これらを弁償するものとする。

## 8. 提出書類

書 類 名	提 出 時 期	部 数
作業員名簿 <sup>※1</sup>	作業開始1週間前まで	1部
作業工程表	〃	1部
組織体制 <sup>※2</sup>	〃	1部
品質保証計画書	〃	1部
計測機器の校正証明書の写し <sup>※3</sup>	〃	1部
標準線源の校正証明書の写し <sup>※3</sup>	〃	1部
作業要領書 <sup>※4</sup>	作業開始2週間前まで	1部
議事録	協議実施後速やかに	1部
作業報告書	作業終了後2週間以内	1部

※1：「6. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。

※2：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※3：公的機関の発行する校正証明書または校正の体系が確認できる書類であること。

※4：作業要領書は作業手順を含むこと。

(提出場所) センター安全管理課

## 9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認、γ線エリアモニタの返却及び実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

## 10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。

- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

## 11. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) センター核燃料物質使用施設等保安規定
- (4) その他関係法令、規格、基準等

## 12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンター安全管理課と協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかにセンター安全管理課に提出すること。
- (2) 受注者は、「11. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は本作業の実施にあたって、センター安全管理課の指示に従うものとする。また、火災、人的災害等の災害の発生防止に関し万全を期すこと。
- (4) センター内の作業時間は原則として9:00～17:30とするが、緊急を要する作業で時間外に実施する必要がある場合は、予めセンター安全管理課と協議し、その決定に従うものとする。
- (5) 作業中は、設備及び機器等に損傷を与えないように十分に注意すること。万一、損傷が生じた場合は遅滞なくセンター安全管理課へ報告を行い、その指示に従い速やかに原状回復を図ること。
- (6) 受注者の作業において、火災、事故等の非常事態等が発生した場合、初期消火等の応急処置を行うとともにセンター安全管理課に速やかに通報すること。
- (7) 作業中センター内において異常事態等が発生した場合、センター安全管理課の指示に従い行動すること。
- (8) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報をセンターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、または無償で提供することはできない。
- (9) 受注者の作業時（γ線エリアモニタの線源校正検査を除く）には、センター安全管理課が立ち会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (10) 写真撮影は構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合はセンター安全管理課と協議し、その決定に従うものとする。
- (11) 本作業は、管理区域内での作業であるため、放射線業務従事者登録を行い実施すること。放射線業務従事者登録に伴う指定教育及び提出書類については別途指示する。

以上

## 点検項目及び点検要領 (1/5)

対象機器	点検項目	点検要領 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視 盤	1) スタックダストモニタ (2台)	
	① 外観点検	・ 機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	② 単体動作・性能点検	
	a) 動作確認	・ 各機能が正常に動作すること。
	b) 指示精度検査 <sup>※5</sup> (計数率指示精度)	【LCD表示値】 ・ 各入力値に対し±(1%+1digit)以内であること。 【記録計指示値】 ・ 各入力値に対し±0.12dec以内であること。
	③ 総合試験	
	a) 検出器プラトー試験 <sup>※6</sup>	・ α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)及びβ線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長：100V以上であること。 プラトー傾斜：10%/100V以下であること。
	b) 線源校正検査 <sup>※6</sup> (検出器の計数効率)	・ α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)を使用し、計数効率が10%/4π以上であること。 ・ β線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、計数効率が15%/4π以上であること。
	c) α/β線検出器の混入率	・ β計数回路へのα線混入率5%以下であること。 ・ α計数回路へのβ線混入率0.1%以下であること。
d) 警報作動試験 <sup>※5</sup> (警報動作確認)	・ 該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。	

※5：指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※6：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び点検要領 (2/5)

対象機器	点検項目	点検要領 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視盤	2)室内ダストモニタ (3台)	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)動作確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)指示精度検査 <sup>※5</sup> (計数率指示精度)	【LCD表示値】 ・各入力値に対し±(1%+1digit)以内であること。 【記録計指示値】 ・各入力値に対し±0.12dec以内であること。
	③総合試験	
	a)検出器プラトー試験 <sup>※6</sup> (検出部プラトー試験)	・α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)及びβ線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長:100V以上であること。 プラトー傾斜:10%/100V以下であること。
	b)線源校正検査 <sup>※6</sup> (検出部のレスポンス)	・α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)を使用し、計数効率が10%/4π以上であること。 ・β線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、計数効率が15%/4π以上であること。
	c)α/β線検出器の混入率	・β計数回路へのα線混入率5%以下であること。 ・α計数回路へのβ線混入率0.1%以下であること。
	d)警報作動試験 <sup>※5</sup> (警報動作確認)	・該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。
	3)放射線監視盤 (1式)	
	①収集装置 (1台) a)機能検査	・各機能が正常に動作すること。
	②監視装置 (2台) a)機能検査	
	③サーバ装置 (1台) a)機能検査	

※5:指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※6:検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び点検要領 (3/5)

対象機器	点検項目	点検要領 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
移動型ダストモニタ (α線用)、 (β線用)	1)ダストモニタの指示計 (α線用、β線用共通)	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)電源投入時の表示確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)低圧電圧の確認	【実測値】 ・(+12V) : +12V±0.4V以内であること。 ・(デジタル系) : +5V±0.2V以内であること。 ・(検出器系 VD) : +5V±0.2V以内であること。 【LCD表示値】 ・(+12V) : 実測値±0.4V以内であること。 ・(デジタル系) : 実測値±0.2V以内であること。 ・(検出器系 VD) : 実測値±0.2V以内であること。
	c)高圧電源の確認	・設定値±30V以内であること。
	d)指示精度検査※ (計数率指示精度)	【LED表示値】 ・各入力に対し±(1%+1digit)以内であること。 ・フルスケールオーバー時は「999」で点滅すること。 【記録計出力】 ・各入力に対し±0.12デカード以内であること。
	e)警報作動試験※ (警報シーケンスの確認)	・警報が正常に動作すること。
	2)ダストサンプラ (α線用、β線用共通)	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)手動制御動作確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)タイマ制御動作確認	
	c)積算流量制御動作確認	
	d)警報動作の確認	
e)リーク試験	・定格流量(100 l/min)の5%以下であること。	
f)最大流量試験	・ポンプのオーバーホールを実施し、その後の最大流量が100 l/min以上であること。	

※5：指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び点検要領 (4/5)

対象機器	点検項目	点検要領 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
移動型ガス トモニタ ( $\alpha$ 線用)、 ( $\beta$ 線用)	3) 総合試験 ( $\alpha$ 線用)	
	① 検出器プラトー試験 <sup>※6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\alpha</math>線の標準線源 (<math>^{241}\text{Am}</math>) を使用し、以下の判定基準を満たすこと。</li> <li>プラトー長：150V 以上であること。</li> <li>プラトー傾斜：5%/100V 以下であること。</li> </ul>
	② 線源校正検査 <sup>※6</sup> (検出器の計数効率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\alpha</math>線の標準線源 (<math>^{241}\text{Am}</math>) を使用し、計数効率が 10% / <math>4\pi</math> 以上であること。</li> </ul>
	4) 総合試験 ( $\beta$ 線用)	
	① 検出器プラトー試験 <sup>※6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\beta</math>線の標準線源 (<math>^{36}\text{Cl}</math>) を使用し、以下の判定基準を満たすこと。</li> <li>プラトー長：150V 以上であること。</li> <li>プラトー傾斜：5%/100V 以下であること。</li> </ul>
② 線源校正検査 <sup>※6</sup> (検出器の計数効率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>\beta</math>線の標準線源 (<math>^{36}\text{Cl}</math>) を使用し、計数効率が 15% / <math>4\pi</math> 以上であること。</li> </ul>	

※6：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び点検要領 (5/5)

対象機器	点検項目	点検要領 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線エリア モニタ	1) γ線エリアモニタ	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a) 電源投入時の表示確認	・各機能が正常に動作すること。
	b) 低圧電圧の確認	【チェック端子】 ・ (TP2) : +5V±0.3V 以内であること。 ・ (TP5) : +3.3V±0.3V 以内であること。 【LCD表示値】 ・ +5.6V±0.5V 以内であること。
	c) 指示精度検査 <sup>※5</sup> (指示精度)	【LED表示値及びエリアモニタ外部表示器】 ・各入力に対し±(1%+1digit) 以内であること。 ・フルスケールオーバー時は「999.9」で点滅すること。 【記録計出力】 ・各入力に対し±0.12デカード以内であること。
	2) 総合試験	
	①警報動作試験 <sup>※5</sup> (警報動作確認)	・該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。
②線源校正検査 <sup>※7</sup> (照射試験)	・γ線の標準線源 ( <sup>137</sup> Cs) を使用し、平均測定値が照射線量に対し±10%以内であること。	

※5：指示精度検査及び警報動作試験に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。